

日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人東北工業大学
②設置大学名称	東北工業大学
③担当部署	法人本部事務局 総務企画課
④問合せ先	022-305-3311 / soumuka@tohtech.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月25日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tohtech.ac.jp/outline/governancecode/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<p>大学 Web サイト等を通じて、建学の精神・大学の理念、教育方針を広く公表しています。</p> <p>https://www.tohtech.ac.jp/outline/philosophy/</p>
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	<p>学生等に対して、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すため、3 ポリシーに基づく学士力の養成に加え、「総合的人間教育」の観点から学生の生きる力を高めるために、学生の指導方針（ポリシーG2）を定め、明示しています。</p> <p>https://www.tohtech.ac.jp/outline/philosophy/</p> <p>また、自己点検・評価を実施し、Web サイト等で広く社会に公開するとともに、その結果に基づき学生の教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に継続的に取り組んでいます。</p> <p>https://www.tohtech.ac.jp/outline/evaluation/</p>
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	<p>「組織規程」、「学則」、「教授会規程」等に学長の責務（役割及び職務範囲）、副学長（学長の補佐）の役割及び教授会の役割について、それぞれが果たす役割と権限等について明確にしています。</p>
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	<p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。</p>
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	<p>FD・IR 企画部会を設置し、FD・SD の基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた FSD 研修会を実施しています。また、その情報は本学 Web サイトでも公表しています。</p> <p>https://www.tohtech.ac.jp/outline/fd/</p> <p>その他、事務職員対象に、その資質向上に向けた勉強会を年 6 回程度実施しています。</p>

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>中期計画「TOHTECH2028」（2024年4月1日～2029年3月31日）は、卒業生や地域経済会関係者等の幅広いステークホルダーにより構成している評議員会からの意見を聴取し、2024年3月に策定しました。本学のあるべき姿、進むべき方向としての将来ビジョンを掲げ、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」、「施設設備」、「連携・交流」の6つの領域毎に取組み施策を掲げています。</p> <p>また、KPIを設定し具体的目標値を定めています。 https://www.tohtech.ac.jp/corporation/tohtech2028/</p>
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>中期計画の進捗管理については、年1回、年度の進捗状況を理事会・評議員会において報告しています。なお、結果の公表には至っておりません。</p>

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>自治体や企業からニーズを聴取しながら、防災減災、環境課題の解決や地域の共存共栄等のテーマを中心に、年間を通じ一般開放型講座を開講しています。</p> <p>https://www.tohtech.ac.jp/topics/opencollege#simin_kouza</p>
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>自治体や企業が抱える課題の解決に向け、地域資源の活用を図りながら、大学としての研究成果をベースに構想・計画案を策定・提示しています。また、大学の研究シーズと産業界のニーズをマッチングさせる展示会等のイベントへの参加や学内において産学共同研究会主催の企画提案事業の募集にも取り組んでいます。</p>

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>ダイバーシティ委員会を設置し、「学校法人東北工業大学ダイバーシティ基本方針」に基づき、ダイバーシティ&インクルージョンの推進及び学内環境・体制の整備・充実に努めています。</p> <p>また、障がい学生支援委員会を設置し、障がいのある学生に対し、公正な教育を保障し、修学及び学生生活における支援を積極的に推進しています。</p> <p>https://www.tohtech.ac.jp/campus/wellness/</p>
実施項目 2 - 2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>役員や評議員への女性登用について配慮していますが、現在、女性は評議員1名に留まっている状況です。</p>

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、「寄附行為」に基づき「理事選任機関」において選任しており、選任過程の透明性を確保しています。人材確保の方針やあるべき理事長像の明確化には至っておりません。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」の他、「理事会運営規則」、「理事職務権限規程」を整備し、理事会の役割及び理事の責務を明確化しています。また、「寄附行為」に評議員会の職務、諮問事項、決議事項を明示し、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立しています。 理事会には監事のほか、学内教職員も陪席し、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	適宜、必要な情報を提供するとともに、日本私立学校振興・共済事業団のセミナー等に参加するなど、研修機会の充実を図っています。また、改正私立学校法に対応したハンドブックを配布し、理事として必要とされる識見の習得を図っています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準については、「寄附行為」に明示しています。また、理事、監事、学内教職員が陪席する評議員会による決議で選任しており、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	毎年、監査計画書を策定し、監査を実施しています。監事、会計監査人及び内部監査室等との連携については、「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定め、定期的に情報共有・意見交換を行っています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	月 1 回開催している常任理事会の資料及び議事録を提供しているほか、適宜、必要な情報を提供しています。また、文部科学省主催の監事研修会等の案内を行うなど、研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限は、これまでの評議員会体制、法人規模等を勘案し、「寄附行為」に決めました。また、評議員を選任する評議員会、理事会には、監事のほか、学内教職員が陪席しており、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に評議員会の運営や評議員の責務を明文化しています。また、「理事会運営規則」に理事会の職務権限を定め、理事会、評議員会の役割を明確にするとともに理事会と評議員会の決議が異なる場合の協議についても「寄附行為」に規定するなど、理事会との協働体制を確立しています。 また、評議員会には理事、監事のほか、学内教職員も陪席し、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	研修の実績はありませんが、評議員として必要とされる識見の習得を図り、改正私立学校法に対応したハンドブックを配布するなど、情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	リスク管理及び危機発生時の対応等について記載した「リスク管理規程」の他、「震災時対応マニュアル」や「情報セキュリティインシデント対応」等、各種マニュアルを整備しています。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北工業大学の行動指針は策定していますが、事業継続計画は未策定です。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「コンプライアンス規程」を整備し、コンプライアンス責任者、コンプライアンス委員会等、コンプライアンス体制を明示しています。また、「公益通報者の保護に関する規程」を整備し、内部通報窓口及び外部通報窓口を設置しています。 https://www.tohtech.ac.jp/corporation/wb_protection/

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人東北工業大学情報公開規程」に基づき情報を公開しています。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>幅広いステークホルダーの理解促進を目的に、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報に加えて、学术交流・地域連携・産学官連携事業、中期計画（TOHTECH2028）等の法律上公表が定められていない情報についても、本学 Web サイトでの情報公開を積極的に行っています。</p> <p>また、Web サイトについては、外部の配信結果分析を活用するなどし、必要な情報が見やすく、かつ、探しやすいサイトとなるよう不断の見直しを行っています。</p>

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明